



令和 7 年 3 月 25 日
十日町市文化財課

令和 6 年度 十日町市指定文化財の指定について

令和 7 年 3 月 10 日付けの十日町市教育委員会告示により「下川手少年団の書画作品群」2,742点が、新たに十日町市指定文化財（歴史資料）に指定されました。

今回の指定により、市指定文化財は計120件となります。

1. 指定された文化財について

- ・種 別 有形文化財 歴史資料
- ・名 称 下川手少年団の書画作品群
- ・員 数 2,742点
- ・所在地 十日町市松之山松口1299番地（下川手集落集会所）
- ・所有者 下川手集落

2. 指定品の概要

- ・大正 8（1919）年から昭和 27（1952）年にかけて、下川手集落（松口・澤口・三桶地区）において、下川手少年団の子どもたちが制作した書画作品である。
- ・これらの書画作品の多くは、教員の指導を受けた上で年度ごとに「義勇少年団学術技倆報」と題して綴られ、集落の各戸に回覧された後、歴代の少年団長に引き継がれていた。
- ・昭和 27 年を最後に書画作品が回覧されなくなると、少年団長が持ち回りで保管してきた。その後、下川手集落の諏訪神社拝殿の天井裏に置かれていたが、平成 20（2008）年からは下川手集落集会所内で保管されている。
- ・大量な書画作品群の内容からは、大正から昭和の戦前・戦中・戦後に至る時代背景を読み取ることができる。
- ・以上のような事例は全国的に見ても稀で、地域社会、少年団活動、美術教育、書道教育など多様な研究に有用であり貴重な歴史資料である。

3. 指定記念特設展示（会場：十日町市博物館企画展示室）

- ・期 間：令和 7 年 4 月 19 日（土）～ 5 月 11 日（日）
※休館日：4 月 21・28 日、5 月 7 日
- ・時 間：9:00～17:00（入館は 16:30 まで）
- ・入館料：一般 600 円（団体 20 名以上 500 円）、中学生以下無料

■問合せ先

十日町市教育委員会 教育文化部 文化財課
担当：菅沼・笠井・高橋・春川 ☎025-757-5531